

(発送日) 2023年9月14日  
(電子提供措置の開始日) 2023年9月7日

株 主 各 位

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町  
659番地 烏丸中央ビル4F

**株式会社ホロスホールディングス**

取締役社長 堀 井 計

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。  
なお、定款により以下の当社ウェブサイトにも本通知を提供いたします。

当社ウェブサイト <https://www.holos-hd.jp/>



また、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討のうえ、同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ折り返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                        |   |
|------------------------|---|
| 1. 日 時                 | 2023年9月29日(金曜日)午前11時                                      |
| 2. 場 所                 | 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地 烏丸中央ビル1F<br>株式会社ホロスホールディングス 本店会議室 |
| 3. 目的事項<br>決議事項<br>議 案 | 定款の一部変更の件   |

議案の概要につきましては、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」  
2頁から3頁に記載のとおりであります。

以 上

- 
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 招集通知添付書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.holos-hd.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社ホロスホールディングス

取締役社長 堀井 計

### 2. 議案および参考事項

#### 議案 定款の一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 新規上場時期の見直しにともない、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定である第14条を削除するものであります。
- (2) 新規上場時期の見直しにともない、会計監査人を置く旨の定めを廃止するものであります。会計監査人を置く旨の定めを廃止にともない、第6章として定める第42条（会計監査人の設置）から第45条（会計監査人の報酬等）を削除するものであります。

##### 2. 変更内容

変更内容は以下の通りであります。なお、本定款の変更は本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案 (2023年9月29日より)
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第13条 (条文省略)	第1条～第13条 (現行通り)
(電子提供措置等) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。	(削除)
2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。	
第15条～第41条 (条文省略)	第14条～第40条 (現行通り)
第6章 会計監査人	(削除)

( <u>会計監査人の設置</u> ) 第42条 当社は会計監査人を置く。	(削除)
( <u>会計監査人の選任</u> ) 第43条 会計監査人は、株主総会の決議によつて選任する。	(削除)
( <u>会計監査人の任期</u> ) 第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	(削除)
( <u>会計監査人の報酬等</u> ) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	(削除)
第7章 計算	第6章 計算
第46条～第49条 (条文省略)	第41条～第44条 (現行通り)

以上